

## 第24回たつの市農業委員会総会（11月定例会）議事録

令和7年11月26日（水）午前10時から第24回たつの市農業委員会総会（11月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

### 出席委員16名

|    |       |    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1  | 三村 誠  | 2  | 酒井 幸男 | 3  | 森下 長幸 | 4  | 松本 有史 |
| 5  | 福田 敏和 | 6  | 河井 由一 | 7  | 石田 政行 | 8  | 八木 正邦 |
| 9  | 松田 泰政 | 10 | 井上 昇造 | 11 | 水田 達實 | 12 | 田淵 大勝 |
| 13 | 岩田きん子 | 14 | 井上 親志 | 15 | 瀧口 節子 | 16 | 真殿 利晴 |
| 17 | 苗村 武大 | 18 | 猪澤 敏一 | 19 | 前田喜代和 |    |       |

### 事務局の出席者 3名

|    |       |     |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 局長 | 大野 泰弘 | 主 幹 | 井上 吾郎 | 副主幹 | 近藤 由香 |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|

#### 1 開 会

##### ○会長職務代理者（八木正邦委員）

あいさつ（内容省略）

#### 2 開会宣告

##### ○議長（八木正邦 会長職務代理者）

只今から第24回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日、猪澤会長より欠席届が提出されておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の出席委員数等について事務局から報告させます。

##### ○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は16名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、9番松田泰政委員、14番井上親志委員、18番猪澤敏一会長からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出受理の取消について

- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
  - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

### 3 会議宣告

#### ○議長（八木正邦 会長職務代理者）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、11番水田達實委員、12番田淵大勝委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第152号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

#### ○事務局（井上吾郎君）

「議案第152号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が3件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1128の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・田、現況は雑種地、面積は16㎡でございます。願い出人は、■■■■、昭和50年頃には自宅に隣接する露天駐車場として使用し現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の番号1130の願い出地は、誉田町■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、面積は204㎡でございます。願い出人は、■■■■、昭和60年頃には石材店の工場を建

築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の番号 1132 の願い出地は、神岡町 [ ] 及び [ ] の登記地目・田、現況は宅地、合計面積は 144 m<sup>2</sup>でございます。願い出人は、[ ]、平成 11 年に農業用倉庫を建築し現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 152 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 153 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 153 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の承認について」

3 条使用貸借権設定の案件が 1 件出ておりますのでご説明いたします。

番号 1131 の申請地は、新宮町[ ]の田で、面積は 2,906 m<sup>2</sup>、借受人は[ ]、貸渡人は[ ]、貸渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作している借受人に、農地を 10 年間、使用貸借することで合意に至ったものでございます。

借受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 153 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 4「議案第 154 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 154 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1137 の申請地は、神岡町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田及び畑で、合計面積は 8,621 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住のため耕作管理が難しいことから、近隣で耕作をしている方の甥である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、水稻や季節野菜等を作付けする営農計画をたてており、近隣農地を耕作している叔父に必要な農機具を借り、方法を教わりながら農業に取り組み、将来的には近くに住む予定とのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1133 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 707 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、現在耕作をお願いしている親族である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1126 の申請地は、御津町 [REDACTED] の田で、面積は 1,294 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、新たに果樹園を耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、果樹園としてレモンを作付けする営農計画をたてており、必

要な農機具は所有し、トラクターは共同で使用しているものがある  
とのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作  
しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ  
ます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しま  
せんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第154号」は、原案のとおり承認する  
ことに決しました。

次に、日程第5「議案第155号 農地法第3条の規定による所有  
権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第155号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承  
認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1129の申請地は揖西町 [REDACTED] の田で、面積は  
1,862 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED] 遺言執行者 [REDACTED]、譲渡人は、生前、耕作管理をしてもら  
っていた譲受人に、農地を遺贈する旨の公正証書遺言を作成してお  
り、死亡後、譲渡人の遺言執行者により、農地を贈与することで合  
意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1134 の申請地は新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 1,009 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住のため耕作管理が難しいことから、現在耕作をしてもらっている譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 155 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 156 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第156号 農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4条案件が2件でしておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1135の申請地は、揖保町[ ]の田で、面積は989 m<sup>2</sup>、転用面積はうち270.16 m<sup>2</sup>、申請人は、[ ]、[ ]、転用目的は、認定新規就農者としてぶどう栽培を行っている申請人が、ぶどうを販売するための農作物販売所、露天資材置場及び露天駐車場のために転用するものでございます。

農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2-（3））に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可日から60日間、農作物販売所の建設期間は建築確認済証交付日から180日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、実母からの承諾書及び金融機関の残高証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響についてですが、隣接農地2名のうち1名から同意を得られていないため疎明書にて提出がありました。理由につきましては、不同意者は親族であるものの係争等により話し合いが困難であるとのことですが、隣接農地から一定の距離をとった計画としており農地への影響はないものと考えられ、また、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の番号1138の申請地は、新宮町[ ]の田で、面積は1,085 m<sup>2</sup>、申請人は、[ ]、[ ]、[ ]、転用目的は、農業法人として新宮地域で農業を行っている申請人が、3haのネギの栽培にあたり必要なネギ乾燥調製施設、露天資材置場及び露天駐車場のために転用するものでございます。

農地区分は、農振農用地に該当します。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建設期間は造成完了後から 20 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書にて、必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

なお、当該地は農振農用地であるため、11 月 14 日付で、市に対し農地転用することについて意見を求めたところ、11 月 20 日付た農林第 219 号の 2 により、「農業用施設とし利用する場合は、農業振興地域の農用地であるが、農業振興地域整備計画に支障はないと判断します。」との回答を得ており、営農への支障はありません。

よって、いずれも農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 156 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

#### 4 閉会宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 25 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

たつの市農業委員会議長  
(会長職務代理者 八木正邦委員)

議事録署名委員  
(11 番 水田達実委員)

議事録署名委員  
(12 番 田淵大勝委員)